

第4回 奈良県市町村合併推進審議会の概要

1. 開催日時：平成18年2月16日（木）午前10時～12時

なお、今回の審議会は「構想対象市町村の組合せ」の議論ということで、非公開とすることが出席委員全員の同意のもと決定されておりますので、非公開で開催いたしました。

2. 場 所：奈良県庁議会棟 2階 第一委員会室

3. 出席者：審議会委員 13名（中川委員及び河合委員の2名が欠席）

事務局 滝川総務部長、谷川総務部理事、川端市町村課長、
南浦市町村課参事ほか

4. 議題

(1) 構想対象市町村の組合せ（案）について

(2) 市町村合併を推進するために必要な措置について

5. 審議会における配付資料等について

審議会において、非公開とされた配付資料等以外は、次のとおりです。

資料1 構想対象市町村の組合せに係る基本的な考え方（案）

資料2 市町村合併を推進するために必要な措置（案）

6. 会議の概要

(1) 構想対象市町村の組合せに係る基本的な考え方(案)について事務局から説明。

……………(資料1参照)

資料1「構想対象市町村の組合せに係る基本的な考え方(案)」に記載のとおり、人口1万人未満の町村の解消をめざす組合せ 新たな市制施行をめざす町村の組合せ 人口10万人程度以上の市勢拡大をめざす市町村の組合せの3つの類型を前提に具体的な組合せを提示し、各委員からご意見を頂きました。

【主な意見(個別の組合せに係る意見は除く)】

組合せを示す場合に、その地域はどのようなまちづくりを目指すべきであるのかも示すべきではないか。

今回の組合せ(案)以外で合併の取り組みが行われた場合、この組合せはどうなるのか。

(構想の組合せは追加、変更が可能)

今回示す組合せを足掛かりに、合併議論に前向きに取り組んでいただきたいといった県の考えを明確にすることも含めて、県としてどのようにリーダーシップをとっていくのかが重要である。

(2) 市町村合併を推進するために必要な措置について ……………(資料2参照)

資料2「市町村合併を推進するために必要な措置(案)」を踏まえ、新法下における県の必要な措置について、事務局から説明。

【主な意見】

具体的に合併への取り組みが進んでいけば、各段階での財政的支援は必要。

奈良県では合併が少なかったため、さらなる合併を進めるためには、一般住民の気運の醸成が必要。

ホームページで情報提供していただいているが、啓発に関しては、直接住民の方が市町村合併に疑問を思うような部分について、わかりやすく解説したようなホームページが必要。

合併を推進する必要な措置の中で、市町村合併するビジョン、行政からの地域づくりからの視点、ネットワーク機能、行政と住民の間に入ったコーディネート機能なども提案していただきたい。

市町村合併というのは、行政責任者、議会、住民の思いが一致しないと実現しない。この思いをつなげる難しさを感じるが、情報提供、30年ビジョンからの投げかけ、既存の全県レベルのネットワークのさまざまな活用により、議論できる場の提供するようなしかけをしていただきたい。

合併に消極的な市町村を動かすには、県の積極的な働きかけが必要。

7. 第5回審議会について

これまでの4回のご議論を踏まえ、事務局で整理等を行った後に、「奈良県市町村合併推進構想(仮称)(案)」について、第5回審議会(3月23日(木)開催予定)において検討して頂くこととなりました。

なお、第5回の審議会も、今回同様「構想対象市町村の組合せ(案)」の議論を含みますので、非公開で開催することが出席委員全員の同意のもと決定されております。